

入 札 説 明 書

1 入札に付する事項

- (1) 件名
国府町総合支所不用品運搬処分業務
- (2) 数量及び仕様等
別紙仕様書のとおり
- (3) 納入期限
別紙仕様書のとおり
- (4) 納入場所
別紙仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について（令和5年鳥取市告示第593号。以下「告示」という。）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が別表に定める「役務」の「廃棄物処理」に登録されている者であること。
- (2) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本市内に本社、営業所等を有する者であること。ただし、営業所等の場合は、当該営業所等の代表者等が受任者として鳥取市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
- (6) 本件業務の履行期間中において、次に掲げる事業について廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項、第14条第1項及び第6項の規定による鳥取県知事又は鳥取市長の許可を受けていること。
 - ア 一般廃棄物の収集運搬業
 - イ 産業廃棄物の収集運搬業
 - ウ 産業廃棄物の処分業

3 入札説明書、仕様書等に対する質問等

- (1) 入札説明書、仕様書等に対する質問
質問は、令和7年9月16日の午後1時までに質問書（別紙1）をファクシミリで送信して行うこと。回答は、同月17日の午後1時までに鳥取市公式ウェブサイト（<https://www.city.tottori.lg.jp>）に掲示する。
- (2) 質問書の送信先
鳥取市総務部検査契約課 ファクシミリ 0857-20-3948

4 入札参加資格確認申請書の提出期間、提出場所等

入札に参加しようとする者は、次に従って入札参加資格確認申請書（別紙2）を持参により提出しなければならない。2の入札に参加する者に必要な資格に関する事項に掲げる要件を全て満たすことが証明できない者は、入札に参加することができない。

(1) 提出期間

公告の日から令和7年9月17日までの日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）第1条第1項に規定する鳥取市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎4階

鳥取市総務部検査契約課（電話：0857-30-8121）

(3) 入札参加資格確認申請書に添付する書類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項、第14条第1項及び第6項の規定による鳥取県知事又は鳥取市長の許可を受けていることを証明する書類の写し

（ア）一般廃棄物の収集運搬業

（イ）産業廃棄物の収集運搬業

（ウ）産業廃棄物の処分業

5 入札方法等

(1) 入札は、総価による入札とする。

(2) 入札書は、別紙3を使用し、入札金額には総額を記載すること。

(3) 入札開始時刻までに入札場所に参集しない者は、棄権とする。郵送による入札は、無効となるので注意すること。

(4) 代理人をして入札させようとするときは、必ず委任状を提出すること。なお、本社の代表者又は受任者（本社の代表者から入札の権限を委任された者として鳥取市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者に限る）が入札する場合は、委任状の提出は不要である。

(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札者は、入札書の記載事項について抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該抹消等をした箇所に押印すること。ただし、入札金額は改めることはできない。

(7) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(8) 入札回数は、3回を限度とする。

(9) 再度の入札において前回入札最低金額以上の入札を行った者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

(10) 開札は、入札終了後直ちに行う。

(11) 入札に参加する資格のある者は、入札執行が完了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、入札執行前にあっては、入札辞退届を鳥取市総務部検査契約課（4の(2)の場所）に持参し、又は郵送すること。入札執行中にあっては、入札辞退届又は辞退することを明記した書面を提出すること。

(12) 入札者は、入札に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22

年法律第54号)その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。

- (13) 入札者は、入札後、入札説明書、仕様書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

6 入札（開札）の場所及び日時等

- (1) 場所 鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎4階会議室4-2
- (2) 日時 令和7年9月22日 午後1時30分

7 無効となる入札の範囲

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）、本件に係る公告、入札説明書又は仕様書に記載する条件に違反した入札
- (3) 同一の入札に対して同一人が複数の入札書を提出した入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (5) 記名押印のない入札
- (6) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (7) 同一の入札において他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (8) 郵送による入札

8 落札者の決定方法

- (1) 鳥取市契約規則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者が2名以上の場合は、くじにより落札者を決定する。なお、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

9 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意志が無いと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。

問い合わせ先 鳥取市総務部検査契約課

電話：0857-30-8121

ファクシミリ：0857-20-3948

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

鳥取市長 深澤 義彦 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

件 名：国府町総合支所不用品運搬処分業務

公 告 日：令和7年9月8日

私は、上記の入札に係る公告の「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」第4号の要件を満たしていることを誓約するとともに、その他の入札に参加する者に必要な資格に関する事項の要件を満たしているので、次の添付書類とともに入札参加資格の確認を申請します。

添付書類

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項、第14条第1項及び第6項の規定による鳥取県知事又は鳥取市長の許可を受けていることを証明する書類の写し
 - (ア) 一般廃棄物の収集運搬業
 - (イ) 産業廃棄物の収集運搬業
 - (ウ) 産業廃棄物の処分業

入 札 書 (第 回)

鳥取市長 深澤 義彦 様

鳥取市契約規則(昭和 3 9 年鳥取市規則第 3 号)、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ、次のとおり入札します。

令和 年 月 日

入札者 住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 印

代理人 住 所
氏 名 印

件 名	国府町総合支所不用品運搬処分業務
入札金額	金 円

※ 5 入札方法等の(2)及び(5)を熟読の上作成すること。

委 任 状

鳥取市長 深澤 義彦 様

私は、住所 氏名 を代理人

と定め、次の入札（見積）に係る一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

委任者 住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名 印

受任者 住 所

氏 名 印

件名	国府町総合支所不用品運搬処分業務
----	------------------

国府町総合支所不用品運搬処分業務仕様書

1. 業務概要

(1) 廃棄什器等の収集・搬出及び処分

(2) 廃棄什器等の設置場所

鳥取市国府町宮下1221番地 国府町総合支所

2. 業務内容

(1) 業務内容

履行期限までに、設置場所にある廃棄什器等の収集・搬出・撤去・解体・分別・集積・運搬及び処分業務を行う。

【廃棄什器等の処分】

① 作業工程表の作成

② 廃棄什器等の解体撤去・分別

③ 産業廃棄物の搬出・運搬・処分

④ 一般廃棄物の搬出・運搬・処分

⑤ 報告書及びマニフェストの提出

※上記業務内容に記載されていない事項においても付帯的に実施しなければならないことについては、受託者は委託者と協議の上実施すること。

(2) 廃棄什器等

別紙「不用品一覧」を参照のこと

なお、不用品一覧は多少の数量変更の可能性がある。

廃棄什器等のうち解体が必要なものは解体作業も含めて行うこと。

複合製品の処理に伴い生じる木製又は繊維製若しくは革製の廃棄物等については、受託者の一般廃棄物処分業許可に係る処理施設で処分するか、他の一般廃棄物処分業許可業者に処理委託すること。

廃棄作業の実施にあたっては、廃棄物としての処理だけでなく、資源や中古品として取り扱う協力会社を積極的に利用（以下「リユース等」という。）し、廃棄物としての処理を減量すること。

この場合、リユース等を行う什器及び協力会社等の内容について、あらかじめ監督員（調査員）の承諾を得ること。

なお、リユース等により資源や中古品等有価物として売却した場合は、提出された報告書に基づき売却額を鳥取市に納入すること。

(3) 現場確認

入札参加者は事前に現場を確認し査定することができる。ただし、査定に要する費用は、入札参加者の負担とする。現場確認を希望する場合は、“7 担当部署”へ事前に申し込みを行うこと。

現場確認期間：令和7年9月12日まで

ただし、土日祝祭日は除く。

(4) 履行期間

契約締結日から令和7年9月28日まで

(5) その他

業務の日程及び詳細については担当職員と協議を行い決定するものとする。

3. 関係官公署への手続き

必要な関係官公署に対する諸手続きは監督員と協議のうえ、受託者の責任により遅延なく行うこと。

4. 報告書類

廃棄物等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他関係法令に従い適正に処分し、報告書及びマニフェストを提出すること。

また、リユース等により資源や中古品等有価物として売却した場合は、物品名・売却価格・売却先などその内容がわかるものを作成し、提出すること。

5. 成果物

各作業工程における状況を写真撮影により管理し、成果物として整理すること。また、関係官公署への諸手続き等に係る関係書類は成果物として編纂し整理しなければならない。

6. その他

①上記事項に明記していない事項でも、業務遂行上または技術上当然必要と認められる事項については、受託者の責任において行うこと。

②業務の安全については十分気を付けて行うこと。

③廃棄物の搬出作業にあたっては、事前に担当部署と作業スケジュール、搬出ルート、搬出用待機車両の駐車場所等の協議を行うこと。

④廃棄する什器等の搬出時に搬入建物へ損害を与えた場合は、受託者負担で原状に復すこと。

⑤残置物品の取り扱いにおいて、情報漏えいや紛失等を防止する管理を行うこと。

- ⑥受託者は、取り扱う廃棄物の性質を理解し、業務の履行にあたっては、廃棄物の厳重管理に努めなければならない。
- ⑦受託者は、業務を履行するにあたり、廃棄物の受け入れ等に関する自治体等との事前協議が必要な場合は、両者協議を行うものとする。
- ⑧仕様書に疑義が生じた場合は、両者協議を行うものとする。
- ⑨廃棄物の引渡しの際及び引渡し後において生じた問題については、その原因が委託者の責に帰すべき場合を除きすべて受託者の負担において責任を持って対応することとし、本市は一切の責任を負わないものとする。

7. 担当部署

鳥取市国府町総合支所 地域振興課 担当 森本

電 話：（０８５７）３０－８６５２

FAX：（０８５７）２７－３０６４

不用品一覧（参考）

No	備品名	寸法 (W×D×H) cm	数量	場所	材質1	材質2	材質3
1	パソコンラック	90×80×120	1	1階	木		
2	文書箱棚 タテ6ヨコ4	100×33×152	1	1階	鉄		
3	保管庫（引き違い戸）戸なし	150×45×75	1	1階	鉄	プラ	
4	耐火金庫	60×60×157	1	1階	鉄		
5	脇机	40×80×70	1	1階	鉄	プラ	
6	キャビネ引出し	88×34×88	1	1階	鉄	プラ	
7	キャビネ引き違い戸	150×46×76	1	1階	鉄	プラ	
8	キャビネ（引出し）	86×42×36	1	1階	鉄	プラ	
9	選挙記載台	150×38×7	1	1階	鉄		
10	選挙記載台	150×50×10	1	1階	アルミ		
11	投票箱置台	42×42×5	2	1階	鉄	木	
12	ハンドセットスピーカー	55×30×22	1	1階	プラ		
13	木製飾り棚	137×38×101	1	1階	木		
14	食器棚①木製	85×30×176	1	1階	木		
15	食器棚②（ウチダ）開き戸	90×45×180	1	1階	鉄	プラ	
16	ローキャビネット	88×38×89	1	2階	鉄	プラ	
17	ローキャビネット（引き違い戸）	88×51×88	1	2階	鉄	プラ	
18	スタンドライト	32×32×160	1	2階	鉄	プラ	
19	ガラステーブル	49×49×39	1	2階	ガラス	鉄	
20	スチール机	145×80×74	1	2階	鉄	プラ	
21	木製机	160×80×70	1	2階	木	プラ	
22	円卓机（チトセ）	1セット（7台）	1	2階	木		
23	机	125×60×40	1	2階	鉄	プラ	
24	イス茶色	45×43×82	4	2階	鉄	布	プラ
25	イス茶色	53×45×75	7	2階	鉄	布	プラ
26	イス（レザー）	63×51×80	2	2階	鉄	布	プラ
27	イス色々	各種	8	2階	鉄	布	プラ
28	衝立	182×200	3	2階	木		
29	保管庫	90×88×38	1	2階	鉄	プラ	
30	両脇机	140×73×73	1	2階	鉄	プラ	
31	食器棚	90×48×179	2	2階	鉄	ガラス	
32	食器棚	84×47×176	1	2階	木	ガラス	
33	食器乾燥機 コイズミ	45×42×37	1	2階	プラ		
34	電気ポット タイガー	22×22×32	1	2階	プラ		
35	掃除機 ドリテック	10×10×104	1	2階	プラ		
36	身長計 こども用	30×40×171	1	2階	プラ		
37	扇風機	38×38×80	1	外倉庫	プラ		
38	乳児用スケール	55×32×50	1	外倉庫	プラ	プラ	
39	イベント看板（こくふまつり大パネル①）	92×7×200	1	外倉庫	木		
40	イベント看板（こくふまつり大パネル①）	92×4×200	1	外倉庫	木		
41	イベント看板（コミュセン利用される方へ）	46×4×180	1	外倉庫	木		
42	その他看板（殿ダム工事事務所）	180×4×130	1	外倉庫	木		
43	イベント看板（こくふまつり会場）	46×7×200	3	外倉庫	木		
44	イベント看板（自転車）	46×4×160	1	外倉庫	木		
45	イベント看板（自転車置き場 地図）	70×1×50	1	外倉庫	木		

不用品一覧（参考）

No	備品名	寸法 (W×D×H) cm	数量	場所	材質1	材質2	材質3
46	地図看板	90×4×110	1	外倉庫	木		
47	机（天板のみ木製）	100×70×75	1	外倉庫	木		
48	国分寺入口看板	70×13×100	1	外倉庫	木		
49	テント幕		4	外倉庫	ブラ	布	
50	緑シート		2	外倉庫	ブラ	布	
51	フィッシングフェスタ看板①	90×5×120	1	外倉庫	木		
52	フィッシングフェスタ看板②	92×5×200	12	外倉庫	木		
53	フィッシングフェスタ看板③	92×5×180	1	外倉庫	木		
54	フィッシングフェスタ看板④	36×7×200	3	外倉庫	木		
55	フィッシングフェスタ看板⑤	92×5×182	4	外倉庫	木		
56	フィッシングフェスタ看板⑥	92×3×150	2	外倉庫	木		
57	フィッシングフェスタ看板⑦	45×3×182	2	外倉庫	木		
58	フィッシングフェスタ看板⑧	86×87	1	外倉庫	木		
59	フィッシングフェスタ看板⑨	87×7×110	1	外倉庫	木		
60	フィッシングフェスタ看板⑩	45×3×120	5	外倉庫	木		
61	フィッシングフェスタ看板⑪	43×4×195	1	外倉庫	木		
62	フィッシングフェスタ看板⑫	183×40	1	外倉庫	木		
63	フィッシングフェスタ看板⑬	36×6×203	1	外倉庫	木		
64	フィッシングフェスタ看板⑭	45×3×180	1	外倉庫	木		
65	フィッシングフェスタ看板⑮	46×3×200	1	外倉庫	木		
66	フィッシングフェスタ看板⑯	60×30	5	外倉庫	木		
67	フィッシングフェスタ看板⑰	60×60	1	外倉庫	木		
68	フィッシングフェスタ看板⑱	46×4×190	2	外倉庫	木		
69	フィッシングフェスタ看板⑲	45×182	1	外倉庫	木		
70	フィッシングフェスタ看板⑳	40×4×180	1	外倉庫	木		
71	フィッシングフェスタ看板㉑	46×4×213	1	外倉庫	木		
72	フィッシングフェスタ看板㉒	56×4×155	1	外倉庫	木		
73	フィッシングフェスタ横断幕	950×152	1	外倉庫	ブラ	布	
74	のぼりポール		100	外倉庫	ブラ		
75	のぼりポール附属品		100	外倉庫	ブラ		
76	保管庫（レターケース）	88×33×88	1	2階	鉄	ブラ	
77	ローキャビネット（引き違い戸）	88×40×89	1	2階	鉄	ブラ	
78	ローテーブル（通路含む）	180×60×33	12	2階	木	ブラ	鉄

委 託 契 約 書 (案)

- 1 業 務 名 国府町総合支所不用品運搬処分業務
- 2 履 行 場 所 鳥取市国府町宮下 1 2 2 1 番地 国府町総合支所
- 3 委 託 料 金 円 (総額)
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 4 履 行 期 間 令和 7 年 月 日 から 令和 7 年 9 月 2 8 日まで
- 5 契 約 保 証 金 免除

上記の業務について、委託者と受託者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

委託者 住所又は所在地 鳥取市幸町 7 1 番地
商号又は名称 鳥取市
代表者名又は氏名 鳥取市長 深澤 義彦

受託者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者名又は氏名

委 託 契 約 約 款

(総則)

- 第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、図面及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、仕様書等に定めがある場合は、この契約の履行の目的物（以下「成果物」という。）を引き渡すものとし、甲は、その委託料を支払う。
- 3 業務を完了するために必要な一切の手段については、この契約に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所に行く。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 甲及び乙は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(工程表の提出)

- 第3条 乙は、この契約の締結の日から7日以内に仕様書等に基づいて工程表を作成し、甲に提出しなければ

ならない。ただし、甲が必要ないと認めたときは、省略することができる。

- 2 工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等)

- 第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

- 第5条 乙は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。

(一部再委託)

- 第6条 乙は、業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。ただし、甲が仕様書等において指定した軽微な部分を請け負わせ、又は委任しようとするときはこの限りでない。
- 2 前項の規定により再委託を行った場合、乙は、再委託先に対し、本契約に定める乙の義務と同様の義務を遵守させなければならない。
- 3 乙は、再委託先による委託業務の履行について、自らこれを履行する場合と同様の責任を負うものとし、再委託先が前項に規定する義務に違反した場合は、当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

(監督職員)

- 第7条 甲は、監督職員を置いたときは、その者の氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。
- 2 監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書等で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- (1) 甲の意図する業務を完了させるための乙に対する業務に関する指示
 - (2) この約款及び仕様書等の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この契約の履行に関する乙との協議
 - (4) 業務の進捗の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
- 3 甲は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この約款に定める書面の提出は、仕様書等に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(現場責任者等)

第8条 乙は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結の日から7日以内に、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

3 乙は、この契約の履行の着手前に、この契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

(履行報告)

第9条 乙は、仕様書等に定めるところにより、この契約の履行について甲に報告しなければならない。

(仕様書等不適合の場合の修補義務)

第10条 乙は、業務の実施部分が仕様書等に適合しない場合において、甲がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるときその他甲の責めに帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第11条 乙は、業務の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 仕様書及び図面に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)

(2) 仕様書等に誤びゅう又は脱漏があること。

(3) 仕様書等の表示が明確でないこと。

(4) 業務の実施上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な業務の実施条件と実際の業務の実施条件が相違すること。

(5) 仕様書等に明示されていない業務の実施条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、その結果を乙に通知しなければならない。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し仕様書等を訂正する必要があるもの

甲が行う。

(2) 第1項第4号又は第5号に該当し仕様書等を変更する場合で業務の内容の変更を伴うもの

甲が行う。

(3) 第1項第4号又は第5号に該当し仕様書等を変更する場合で業務の内容の変更を伴わないもの

甲乙協議して甲が行う。

5 前項の規定により仕様書等の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等の変更)

第12条 甲は、前条第4項の規定によるほか必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。

2 甲は、前項の規定により業務の実施を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は乙が業務の続行に備え履行場所を維持し、若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他業務の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る乙の提案)

第14条 乙は、仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案することができる。

2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を乙

に通知するものとする。

- 3 甲は、前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は委託料を変更しなければならない。

（乙の請求による履行期間の延長）

- 第 15 条 乙は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

（履行期間の変更方法）

- 第 16 条 履行期間の変更については、甲乙協議して定める。

（委託料の変更方法等）

- 第 17 条 委託料の変更については、甲乙協議して定める。
- 2 この約款の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

（臨機の措置）

- 第 18 条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。
- 3 甲は、災害防止その他業務の実施上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲が負担する。

（一般的損害）

- 第 19 条 業務の完了前に、業務の実施に関して生じた損害（次条に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書等に定めるところにより付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

- 第 20 条 業務の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（仕様書等に定めるところにより付さ

れた保険等によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

（委託料の変更に代える仕様書等の変更）

- 第 21 条 甲は、委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書等を変更することができる。この場合において、仕様書等の変更内容は、甲乙協議して定める。

（検査及び引渡し）

- 第 22 条 乙は、業務を完了したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、仕様書等に定めるところにより業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、甲は、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 3 甲は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、乙が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、委託料の支払の完了と同時に当該成果物の引渡しを行うことを請求することができる。この場合において、乙は、直ちにその引渡しを行わなければならない。
- 5 乙は、業務が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を適用する。

（委託料の支払）

- 第 23 条 乙は、前条第 2 項の検査に合格したときは、この契約に定めるところにより、甲に委託料の支払を請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に委託料を支払わなければならない。

（第三者による代理受領）

- 第 24 条 乙は、甲の承諾を得て委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 23 条の規定に基づく支払をしなければならない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

- 第 25 条 乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、

損害金の支払を乙に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、委託料から遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じた額とする。
- 3 甲の責めに帰すべき事由により、第 23 条第 2 項の規定による委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、遅延利息の率を乗じた額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（甲の解除権）

第 26 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において甲は、解除により乙に損害が生じても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 正当な理由なく業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (4) 第 30 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第 27 条 甲は、乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき認められたときは、この契約を解除することができる。この場合において甲は、解除により乙に損害が生じても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定に違反する行為
- (2) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条に規定する行為

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

第 28 条 甲は、乙又はその経営幹部（役員又は支店若しくは営業所（常時の請負契約を締結する権限を有する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると

きは、契約を解除することができる。この場合において甲は、解除により乙に損害が生じても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。
 - (2) 乙（乙が法人の場合にあつては、その経営幹部）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき（顧問等に就任するなど事実上、経営に参加している場合を含む。）。
 - (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は代理人、受託者等として使用しているとき。
 - (4) その相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他財産上の利益を与えたとき。
 - (5) その相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、友人又は知人として会食、遊技、旅行等を共にし、又はパーティー等に招待し、若しくは招待されて同席すること等の密接な交際をしたとき（乙が法人の場合にあつては、その経営幹部が行うものに限る。）
 - (6) 乙（乙が法人の場合にあつては、その経営幹部）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員に便宜を供与したとき。
 - (7) この契約に関して、暴力団若しくは暴力団員である者又は第 3 号から前号までに掲げる行為のいずれかを行う者である事実を知りながら、これらの者と物品の一部を請け負わせる契約、資材、原材料等を購入する契約その他の契約を締結したとき。
 - (8) この契約に関して、暴力団若しくは暴力団員である者又は第 3 号から第 6 号までに掲げる行為のいずれかを行う者である事実を知らずに、これらの者を雇用し、又はこれらの者と物品の一部を請け負わせる契約、資材、原材料等を購入する契約その他の契約を締結した場合であつて、甲が乙に対して解雇に係る手続き、契約の解除その他の適正な是正措置を求め、乙がこれに速やかに従わなかったとき。
- 2 乙は、甲が前項各号に掲げる事由の有無を確認するため、役員名簿その他の資料の提出を求めたときは、速やかに当該資料を提出しなければならない。
- 3 第 26 条第 2 項の規定は、第 1 項の規定により契約が解除された場合に準用する。
- 4 甲は、第 1 項第 8 号の規定により求めた是正措置を乙が行ったことにより乙に損害が生じても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

第 29 条 甲は、業務が完了するまでの間は、第 26 条第 1 項、第 27 条第 1 項又は前条第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第 30 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第 12 条の規定により仕様書等を変更したため委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第 31 条 甲は、この契約が解除された場合においては、業務の既済部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する委託料を乙に支払わなければならない。

2 前項の場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 乙は、当該履行場所を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、乙が正当な理由なく相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

(賠償の予定)

第 32 条 乙は、乙がこの契約に関して第 27 条第 1 項又は第 28 条第 1 項の各号のいずれかに該当する行為をしたと甲が認めたときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、委託料の 10 分の 1 に相当する額を甲に支払わなければならない。この契約が終了した後も同様とする。

2 前項の場合において、乙が第 27 条第 1 項又は第 28 条第 1 項の各号に規定する行為を行っていない旨の誓約書を甲に提出しているときは、乙は、前項に規定する委託料の 10 分の 1 に相当する額のほか、賠償金として、委託料の 10 分の 1 に相当する額を甲に支払

わなければならない。この契約が終了した後も同様とする。

3 前 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害額がこれらの項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲が当該損害額の超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

第 33 条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から委託料支払いの日まで、契約日における、遅延利息の率で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき、契約日における、遅延利息の率を乗じた額の延滞金を徴収する。

(相殺)

第 34 条 甲は、この契約に基づいて甲が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて乙が負う債務と相殺することができる。

(個人情報の保護)

第 35 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。乙が業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任した場合においては、下請負者又は受任者に遵守させなければならない。

(乙の法令上の責任)

第 36 条 乙は、業務の従事者に係る労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の規定その他による労務に関する一切の責任を負わなければならない。

(従事者の災害等)

第 37 条 乙は、業務の履行に関し生じた乙の業務の従事者に係る災害等については、全責任を持って措置し、甲は何ら責任を負わない。

(契約外の事項)

第 38 条 この約款に定めのない事項については、鳥取市契約規則（昭和 39 年鳥取市規則第 3 号）の定めるところによるほか、必要に応じて甲乙協議して定める。

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第6 乙は、委託業務を履行するにあたって知り得た情報を、甲の書面による事前の承諾を得ることなく委託業務を履行する目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製及び持ち出しの禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複製（複写を含む。）し、又は甲の指定する場所以外に持ち出して使用してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、委託業務を遂行するために得た個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者（第三者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に取り扱わせてはならない。ただし、甲の書面による事前の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書の規定により個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再委託」という。）する場合、当該再委託を受ける者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

ない。

3 乙は、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約（以下「再委託契約」という。）の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

4 乙は、第2項の再委託を行う場合、再委託契約において、再委託先が委託契約約款及び特記事項を遵守するために必要な事項その他甲が指示する事項を規定するとともに、再委託契約先に対する必要かつ適切な監督、個人情報に関する適正な取扱い及び管理について、具体的に規定しなければならない。

5 乙は、第2項の再委託を行った場合、再委託先による当該業務の履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、履行の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

6 乙は、再委託先に対し、甲の書面による事前の承諾なくして、個人情報をさらなる委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再々委託」という。）により第三者（以下「再々委託先」という。）に取り扱わせることを禁止し、その旨を再委託先と約定しなければならない。

7 第1項から前項までの規定は、前項の規定による甲の承諾を得て個人情報を取り扱う業務を再々委託する場合について準用する。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等について、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10 甲は、必要があると認めるとき又はこの契約が終了したときは、乙に対し、委託業務に係る個人情報の取扱い及び管理の状況について報告を求め、又はその検査をすることができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務を行う場所及び個人情報を保管する施設その他情報を取り扱う場所で検査することができる。

3 乙は、甲から前2項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。